

## 会議記録

会議名称	北本市情報公開・個人情報保護運営審議会
開会及び閉会日時	平成27年8月17日(月)午前10時から正午まで
開催場所	会議室3-E
議長氏名	大野好夫
出席委員氏名	大野好夫、若山晋、櫻沢徹郎、木村重厚、若井康裕、林正子、木本紀子、佐久間純子、松前友美
欠席委員氏名	
説明者の職氏名	総務課：矢ノ川直登主任
事務局職員職氏名	総務課：江口誠課長、加藤仁一主幹、矢ノ川直登主任、飯野智也主任
会議次第	1 開会 2 会長挨拶 3 市長挨拶 4 諮問 5 議事 諮問について 北本市個人情報保護条例の一部を改正することについて 6 その他 7 閉会
配布資料	添付のとおり

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
江口課長	<p>1 開会 平成27年度第2回北本市情報公開・個人情報保護運営審議会を開会します。 開会に当たりまして、会長より御挨拶をお願いします。</p>
大野会長	<p>2 会長挨拶 略</p>
現王園市長	<p>3 市長挨拶 略</p>
	<p>4 諮問 － 現王園市長から諮問書の提出 － － 現王園市長退室 －</p>
大野会長	<p>5 議事 それでは、議事に移ります。 諮問内容の説明をお願いします。</p> <p>－ 総務課職員 マイナンバー制度の概要説明 －</p>
矢ノ川主任	<p>それでは、改正条文ごとに説明いたします。 なお、今回の改正は2段階の改正を行うこととしております。第1段階が平成27年10月5日施行で、第2段階が平成29年1月1日施行です。まず第1段階の改正の説明からさせていただきます。</p>
矢ノ川主任	<p>第2条の改正は、特定個人情報の定義を追加するものです。特定個人情報とは、個人番号を含んだ個人情報をいいます。したがって、概念的にはあくまでも個人情報の中に含まれます。 ここでは番号法を引用することで、用語の意義を明確にし、解釈上疑義が生じないようにしています。</p>
矢ノ川主任	<p>第8条の改正は、番号法の改正とは直接関係のない改</p>

矢ノ川主任	<p>正です。第 8 条は、個人情報の収集方法について、本人同意の例外を規定している条文ですが、番号法及び国の個人情報の法律と表現が異なっておりました。</p> <p>しかし、趣旨は同じであるため、表現を統一するものです。</p> <p>第 1 1 条の改正は、通常個人情報の目的外利用・外部提供の規定から、特定個人情報を除くものです。</p> <p>除く理由としましては、特定個人情報は、通常個人情報と取扱いが異なることから、第 1 1 条の 2 と第 1 1 条の 3 として独立して規定するためです。</p> <p>なお、同条第 2 項第 2 号の改正につきましては、第 8 条の改正動機と同じです。</p>
矢ノ川主任	<p>第 1 1 条の 2 は、特定個人情報固有の目的外利用について定めるものです。特定個人情報は、同条第 2 項に規定する場合でしか目的外利用ができないようにしています。また、同条第 3 項は、目的外利用を行った場合には、通常個人情報の目的外利用等と同様に、目的外利用の記録、本人への通知、審議会への報告を義務付けるものです。</p>
矢ノ川主任	<p>第 1 1 条の 3 は、特定個人情報の提供の制限について規定しております。特定個人情報は、通常個人情報と異なり条例において外部提供することが認められておらず、番号法で規定されている場合のみとなるため、このように規定しています。また、同条第 2 項は、番号法において外部提供したときは、通常個人情報と同様に記録を義務付けるものです。</p>
矢ノ川主任	<p>第 1 2 条の改正は、第 1 1 条の 2 と第 1 1 条の 3 を追加したことに伴う条ずれと表現を修正する規定の整備を行っています。</p>
矢ノ川主任	<p>第 1 3 条の改正は、パソコンとインターネット回線を用いて国や他の地方公共団体等とつなぐことを禁止する規定ですが、ここから特定個人情報を除くものです。これは、そもそも特定個人情報は、番号法で国や他の地方公共団体等の機関とネットワークシステムでつながるこ</p>

	とを前提としているため、実態に即したものとするためです。
矢ノ川主任	第14条の改正は、開示の請求等についての代理人制度を緩和するもので、番号法の改正に併せたものです。これにより委任状があれば誰でも本人に代わって開示の請求等を行うことができるようになるため、開示の請求等が利用しやすくなり、行政の透明性が向上します。
矢ノ川主任	第16条の改正は、個人情報の削除についての規定ですが、そこから特定個人情報を除くものです。除く理由は第11条の改正と同じく独立して規定するためです。
矢ノ川主任	第17条の2は、特定個人情報の利用の中止等の請求を規定しております。番号法において、個人情報と特定個人情報の表現が若干異なることから独立して規定することといたしました。
矢ノ川主任	第18条の改正は、特定個人情報の中止等についても、開示請求と同様に代理人の請求と存否応答拒否を認めるための改正です。
矢ノ川主任	第19条の改正は、開示の請求等の請求方法が規定されていますが、特定個人情報についても既存の請求方法と同様の取扱いとするためのものです。これは特定個人情報であっても、個人情報の一部であるため、事務の取扱いはこれまでと同様となります。 なお、同様の趣旨で第20条から第25条までの改正は、先程説明した特定個人情報の目的外利用の制限、外部提供の制限及び中止等の請求を加えたことにより、規定の整備が必要になったことに対する改正と、長くわかりにくい表現を見直して略称を設けるなどの改正になります。
矢ノ川主任	第32条の改正は、他の法律で同じような規定がある場合には、この条例の規定は適用しないというものですが、そこから特定個人情報の開示を除くものです。その理由としましては、仮にこの改正をしないと特定

	<p>個人情報の開示は、番号法による開示請求のみになってしまい、パソコンとインターネットが必要になります。したがって、既存の紙での開示請求の方法を残しておく必要があるため、このように改正しました。</p>
矢ノ川主任	<p>ここまでが平成27年10月5日から施行する第1段階の改正内容の説明になります。</p>
大野会長	<p>ここまでで委員の皆様から質問等があれば、お願いします。</p>
佐久間委員	<p>少し内容がそれるかもしれませんが、マイナンバーが住居地に通知されるということですが、住居地を隠している人や住居地に住んでいない人に対してはどうなるのでしょうか。</p>
矢ノ川主任	<p>10月5日から個人番号の通知が始まりますが、市で把握しているのは、あくまでも住民基本台帳に記載のある住所です。実際のところ住民票を異動していない人もいるでしょうが、そこまでは国も市も把握はできません。国も住民票を異動してない人に対し、住民票を異動するようにアナウンスしております。また、DV被害等の方については、DV相談窓口などを通して、本人に直接通知される措置があります。</p>
若井委員	<p>基本的なことですが、個人番号の漏えいが問題だということは、個人番号には何かのデータが入っているのでしょうか。個人的には、個人番号には氏名、住所、生年月日等の基本情報が当初から入っていて、そこに色々な情報が追加されていくものだと思っているのですが。</p>
矢ノ川主任	<p>データがどこかに入っているという訳ではなく、今までどおり例えば税情報なら税務課が管理というようにそれぞれの課が情報を持ちます。したがって、どこかでデータを集約しているということはありません。</p>
若井委員	<p>住民票コードを変換して得られるということは、住民票から何かデータをとっているのではないのですか。</p>

若山副会長	個人番号は、いわゆるインデックスのようなものだと思います。
矢ノ川主任	<p>そうです。例えば、税務課がある個人の年金の情報を必要とする場合には、税務課が個人番号を介して年金機構に照会をして情報を提供してもらうこととなります。そしてその事務にのみ使うこととされています。</p> <p>今までは、個人が年金機構に年金手帳を持参し、所得証明書等の書類を用意しなければならなかったのですが、マイナンバー制度の開始によりこれらの手間がなくなります。</p> <p>したがって、どこかに情報を貯めておくというような媒体はありません。</p> <p>ちなみに、予断ですが個人番号カードは、通知カードとは別のもので、いわゆる身分証明書として利用できます。これは、申請した方に対して交付されます。この個人番号カードにはＩＣチップが搭載されており、今後このＩＣチップには、様々な情報を入れることができるものとなっております。</p>
佐久間委員	個人番号の振り方はどうなっているのでしょうか。家族の間で番号が推測されてしまうようなものなのでしょうか。
矢ノ川主任	番号は、１２桁の番号をコンピュータで無作為に作成されますので、家族であっても連番になることはありません。
木村委員	条例の中に審議会の意見を聴くという規定が７箇所ありますが、この条例の改正後、審議会に対する諮問内容は変わってくるのでしょうか。
矢ノ川主任	特定個人情報については、審議会の意見を聴いて目的外利用等をする規定がないため、この条例が改正されても審議会への諮問事項については特に変わるものではないと思います。ただ、実際の取扱い等についてマイナンバー制度は現在まだ不明なところもありますので、今後の内容によっては今回同様、条例第３４条の規定に基づき、事務の改善に係ることをご審議いただくことになる可能

	<p>性もあります。</p>
<p>大野会長</p>	<p>2点程お尋ねします。</p> <p>1点目は、マイナンバー制度の導入に際して、情報ネットワークでつながりますので、個人番号の漏えいという懸念がございます。例えば諸外国では、本人になりすまして悪用するという問題があるようですが、その懸念についてどう考えていますでしょうか。</p> <p>2点目は、公務員の悪用という問題について、今まで以上の対応が必要だと考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>矢ノ川主任</p>	<p>特定個人情報に関しては先程説明しましたとおり、漏えいした場合の影響が大きいため、通常の個人情報よりも厳格に取扱いを規定しております。活用につきましても、ほとんど法律に定められていることのみしか認められておりません。また、番号法においても、公務員だけでなく、民間事業者及びその委託先に対しても罰則がかかるようになっており、厳しいものとなっております。番号を取り扱う職員にあっては、研修や通知等を行い、このような危険性があることを周知していきたいと考えております。</p>
<p>大野会長</p>	<p>他に質問がなければ、説明の続きをお願いします。</p>
<p>矢ノ川主任</p>	<p>ここからは平成29年1月1日から施行する第2段階改正について説明いたします。</p> <p>平成29年1月1日以降は、今まで市役所内だけで個人番号を共有していたものを総務省が構築する情報ネットワークシステムというシステムを介して国や他の地方公共団体等との間で特定個人情報の照会及び提供が始まります。</p>
<p>矢ノ川主任</p>	<p>第2条の改正は、そのやりとりが始まると、市は情報提供等記録というものを保管することになることから、情報提供等記録の定義を追加するものです。</p> <p>ここでは番号法を引用することで、用語の意義を明確にし、解釈上疑義が生じないようにしています。</p> <p>情報等提供記録とは、情報提供ネットワークシステムに保管される、特定個人情報の提供が行われた記録すな</p>

	<p>わちアクセスログをいいます。この記録には個人番号が含まれるため、特定個人情報に該当します。</p>
矢ノ川主任	<p>第11条の2の改正は、情報提供等記録を特定個人情報から除くものになります。その理由は、先程説明しましたように、情報提供等記録はただのアクセスログなので、目的外利用をすることは想定されないためです。</p>
矢ノ川主任	<p>第17条の2の改正は、情報提供等記録を特定個人情報の中止等の請求の対象から除くものになります。その理由は、削除できるとなるとアクセスログの意味がなくなってしまうためです。</p> <p>ただし、情報提供等記録でも、開示請求と訂正請求は行えます。</p>
矢ノ川主任	<p>第20条の2は、仮に情報提供等記録の訂正があった場合には、情報提供等記録を管理している総務省と照会及び提供をやりとりしている相手方に通知するという規定です。番号法において、このような措置が設けられているため、条例においても規定いたしました。</p> <p>なお、補足の説明になりますが、特定個人情報の利用の制限等といった新たに追加した条文については、枝番を用いることにしました。この理由は、この条例を引用している他の条例の条ずれによる影響を防ぐためです。</p> <p>また、この条例の改正案は、本審議会の答申を得た後、9月議会に上程するスケジュールになっています。</p> <p>以上で北本市個人情報保護条例の一部改正案について説明を終わります。</p>
大野会長	<p>担当課から説明が終わりました。委員の皆様から質問等があれば、お願いします。</p>
木村委員	<p>確認になりますが、例えば税務署が年金機構との間で照会及び提供のやりとりを行った記録を市役所は確認することができるということでしょうか。</p>
矢ノ川主任	<p>はい。確認できます。ちなみに確認できる内容は照会者、提供者、日時、特定個人情報の項目及び省令で定め</p>



	<p>る事項となっております。したがって今後、内容が追加される可能性はあります。</p>
佐久間委員	<p>例えばDV加害者の夫が妻の個人番号を把握し、ネットワークを使って妻の居場所を把握してしまうおそれがあると思いますが、そうなった場合、個人番号の変更等できるのでしょうか。福祉職の方は特に取扱いに注意していただきたいと思います。</p>
矢ノ川主任	<p>直接の居場所は把握されないと思いますが、住んでいる都道府県や市町村の予測はできてしまう可能性はあるかもしれません。</p> <p>また、個人番号の変更は原則できません。ただし、個人番号の漏えいで市長が不正使用されるおそれがあると認めた場合には、変更できることとなっております。</p>
若井委員	<p>今外注が多いですが、委託先の従業員に対しても国や市は研修等を行う予定はありますか。</p>
矢ノ川主任	<p>民間の方を対象に市で研修等やる予定はございません。総務省が主催して研修等を行っている聞いております。</p>
若山副会長	<p>特定個人情報流出することによってどのような不正に使われるおそれがあるのでしょうか。また、それについて市はどう対応するのでしょうか。</p>
矢ノ川主任	<p>例えば、住民票の異動、印鑑登録、婚姻届の提出などの行政手続を勝手に行われてしまう可能性があります。今後、銀行口座や医療の分野でもマイナンバーが使えるようになるので、なりすまし犯罪などの危険があります。</p> <p>これらの危険に対し本市では、例えば、ファイアウォールを設定することで、不正アクセスを遮断したり、セキュリティ対策ソフトの導入や、情報提供等記録の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する等の対策を行います。</p>
大野会長	<p>マイナンバー制度が実施されますが、既存の住民基本台帳カードは全国でも利用率は低いと聞いています。個</p>

人番号カードは、住民基本台帳カードよりもさらに進んだ制度となっておりますので、市民の利便性の向上のためにしっかり周知する必要があると思います。ただ、その一方で情報漏えい等の問題もありますので慎重な取扱いが必要だと思えます。

矢ノ川主任

本市においても住民基本台帳カードの利用率は低いものとなっております。個人番号カードの普及に当たっては、個人番号カードにはＩＣチップが搭載されており、そこに様々な情報を入れられるようになってきているので、今後そこに行政のサービス情報だけでなく、民間のサービス情報が追加されてくれば普及は進むのではないかと思います。

大野会長

他に質問が無いようですので、審議に入ります。

それでは、本日諮問のありました件につきまして、意見をまとめます。

諮問内容は、北本市個人情報保護条例の一部を改正することについてです。

この点について、審議会としての結論を出したいと思えます。

担当課からの説明にもありますように、北本市個人情報保護条例の一部を改正する条例案は、マイナンバー制度に係るいわゆる番号法の趣旨を踏まえたもので、特定個人情報について通常の個人情報と比べて更に厳格な保護措置を講ずるものとなっております。したがって、本件については、承認するということがよろしいのではないかと考えます。

しかし、自己に関する情報が様々な形で利用、提供等されることになることから、その取扱いを間違えると市民に対して行政への不安感や不信感につながってしまいます。

そのため、審議会として、北本市個人情報保護条例がより一層適正に運用されるよう職員一人ひとりに個人情報保護の重要性を周知徹底させることを附帯意見として申し添えます。

このことについて、他に意見のある方はいらっしゃいますか。

－ 異議なし －

大野会長

それでは、本件諮問については、審議会として承認いたします。

なお、答申及び会議記録につきましては、会長と事務局が調整の上作成するということによろしいでしょうか。

－ 異議なし －

飯野主任

6 その他  
略

若山副会長

7 閉会  
略

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

平成27年 9月 14日

会 長

大野好夫

